

令和8年度藤枝市保育所等おむつ収集運搬業務 仕様書

1. 業務の名称 令和8年度藤枝市保育所等おむつ収集運搬業務
2. 業務の内容 市内の対象保育所等から排出される使用済みおむつ等の一般廃棄物の収集運搬業務

(1) 車両の規格及び台数

パッカー車中型 1台以上

収集等に必要車両及び車両運行のための燃料等は全て受託者の負担とする。車両に「保育所等おむつごみ収集車」と表示する（表示は市が用意する）こと。

(2) 収集品目

使用済みおむつ等の燃やすごみ

※対象保育所等が指定した位置にあるごみを収集すること。敷地内のごみ箱設置状況について後日情報提供するので、確認すること。なお、敷地内入口、物置、ごみ箱が施錠されている園で園が希望する場合は、園から鍵を預かり、適切に管理するとともに、市が定める貸与物品等の書類を作成すること。

(3) 収集場所 別表1のとおり

(4) 収集運搬の稼働計画（日数）

192日（別表2のとおり）

※事業実施前までに、対象事業所の区分ごとの収集ルート、各対象施設で作業を行う概ねの時間帯、ごみ置き場の状況確認等を行うこと。

※別表1に規定する対象1施設あたり、1週間に2回収集を行うこと。

※収集日は、月火木金曜日（祝日を除く）とすること。（別表1に規定する、A地区は月・木曜日、B地区は火・金曜日を収集日とすること）

※祝日の影響により、収集日の間隔が中5日以上空く場合（5月3～6日は除く）は、別地区収集日と合わせて収集すること。（詳細は別表2のとおり）

※年末年始（12/29～1/3）を除くこと。

(5) 収集運搬を行う時間

災害その他特別の場合を除き、午前9時から午後4時00分まで

ただし委託者が認めた場合は、この限りではない。

なお、午前9時30分までは、対象保育所等における園児の登園時刻と重なるため、園児等関係者の安全確保に特に努めること。

3. 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. その他

- (1) 従事者数は、遅滞なく実施できる人数とすること。また、作業にあたっては現場管理に努め、事故の無いようにすること。
- (2) 労働基準法、道路交通法その他関係法令を遵守すること。
- (3) 契約書・委託業務共通仕様書に基づき実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については委託者と受託者双方協議し決定するものとする。

担当 藤枝市こども未来応援局こども課

(TEL : 054-643-3246 FAX : 054-643-3260)